令和９年度からの水田政策の見直しに関する提言

令和８年５月２１日
自由民主党
食料安全保障強化本部
政務調査会
総合農林政策調査会
農業構造転換推進委員会
農林部会

農業は国の基であり、生産基盤を守り、将来にわたり国民にコメをはじめとする食料を安定的に供給することは国の責務である。

今後、人口減少による国内市場の縮小やかつてないスピードでの農業者の急減が見込まれるなど、我が国の農業は大きな情勢の変化に直面している。とりわけ、農業生産の４割を占め、食料供給上重要な中山間地域では、人口減少・高齢化が加速度的に進行している状況にある。

そうした中で、我が党が主導して四半世紀ぶりに改正した食料・農業・農村基本法と、その理念を具現化した食料・農業・農村基本計画に基づき、農業の生産性向上と付加価値向上を併せて実現し、農業の構造転換を着実に進めていく必要がある。

このため、令和７年度から11年度までの５年間で、別枠予算を確保し、以下の４つの柱からなる農業構造転換集中対策を実施しているところである。

① 農地の大区画化や中山間地域等におけるきめ細やかな整備等の農業農村整備
② 共同利用施設の再編集約・合理化等
③ 生産性向上に資する農業機械の導入、スマート農業技術及び新品種の開発
④ 施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

また、農業・農村に対する国民理解の醸成や輸出の促進など、国産農産物の国内外の需要拡大を進めているところである。

こうした取組と併せ、拡大する多様な需要に応じた生産と食料システム法に基づく合理的な価格形成を推進しつつ、水田政策の見直しを通じて需要と供給の両方を強化し、全ての田畑を活用しながら、農業者の所得向上と国民への食料の安定供給により、食料安全保障の確保を図っていくことが極めて重要な政策課題となっている。

このような問題意識の下で、我が党では、昨年９月、食料安全保障強化本部と総合農林政策調査会のもとに「農業構造転換推進委員会」を設置し、水田政策の見直しに関する課題や対応方向について、関係者から御意見を伺いながら、精力的に議論を行ってきた。

本委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、令和９年度からの新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な対応方向について、別紙のとおり取りまとめた。

政府においては、この取りまとめを踏まえ、年末に向けた令和９年度予算編成過程の中で詳細の検討を進めるとともに、単価水準や地域平均単収など具体的設計について、農業者の努力が報われるものとするよう、強く求める。

党としても、国際情勢の不安定化や気候変動などのリスクが高まる中にあっても食料安全保障の確保を万全なものとするため、水田政策に関する予算や中山間地域等条件不利地域に関する予算、さらには農林水産関係予算全体について、必要な予算額をしっかりと確保すべく、最大限努力していく。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方

今後、農業者の急減など農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民へコメをはじめとする食料の安定供給を果たすため、水田・畑にかかわらず、土地生産性の向上（単収の向上）と労働生産性の向上（省力化、コスト削減）の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により食料安全保障の強化を図る。

このため、農業構造転換集中対策を講じつつ、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月 11 日閣議決定）に基づき、以下のとおり、生産面・需要面の双方を強化する新たな水田政策を創設する。

１　水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し
　①　非主食用米・業務用米の生産性向上
　②　麦・大豆・飼料作物等の作物ごとの生産性向上
　③　産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）
２　コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の国内外の需要拡大
３　中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し、新たな環境直接支払の創設

このほか、
①　主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
②　「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）に基づくコストに見合う価格形成の促進
③　稲作農業者のセーフティネット対策
等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

【開始時期等】
新たな水田政策（上記１～３）は、令和９年度から開始することを基本とする。

今後、地方説明会等を実施して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、円滑に開始する。

ただし、秋播き麦の作付け等、令和９年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、引き続き検討する。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性

1　食料・農業・農村基本法では、「生産性向上」と「付加価値向上」により、将来にわたり国民への米をはじめとする食料の安定供給を確保し、「食料安全保障の確立」を図ることとしている。

　このため、水田活用の直接支払交付金の見直しでは、作物ごとの単収向上等による生産性向上を図り、その他の支援策では、引き続き付加価値向上も図っていく。

【水田活用の直接支払交付金の見直し】

○　主食用の米のうち業務用以外の米については、従前どおり、対象外（単収向上にこだわらない）。

○　主食用の米のうち業務用米については、当面、単収向上等の支援を検討。

○　主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米、自給率の低い麦・大豆や飼料作物については、単収向上等を支援。

○　産地交付金により、付加価値向上等も支援。

【環境直接支払交付金】

○　環境直接支払交付金により、付加価値向上等を支援。

【その他】

○　水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。また、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。

2　中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直しでは、地域の営農や共同活動の将来にわたる継続を図っていく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	―	―
	うち業務用米	―	当面、単収向上等の支援を検討 （業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	
	麦、大豆、飼料作物		
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 （環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物　等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	－	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援 （中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	－	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援 （多面的機能支払交付金の見直し）

Ⅰ　水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し

１　コメの生産性向上支援

農業者の急減に対応しながら、多様なニーズ・用途のコメを、将来にわたり国民へ安定供給するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの生産性向上を行っていく環境を整備することが重要であることから、以下の対策を講じる。

①　主食用米以外のコメ（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）について、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援する。

―生産性向上の取組：効率的施肥、高温耐性品種等（支援単価はコメの用途によらず一律とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定する。）

②　業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いによる支援を検討する。

―より大きく生産性向上にチャレンジする取組：直播、再生二期作等（支援単価はコメの用途によらず一律とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定する。）

―実需者等との事前契約を要件とする。

―米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施する。

―収量に応じた面積払い：単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：コメの生産性向上支援のイメージ

主食用米

（業務用米）

主食用以外のコメ

加工用米、米粉用米、
新市場開拓用米等

①生産性向上の取組への支援

②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

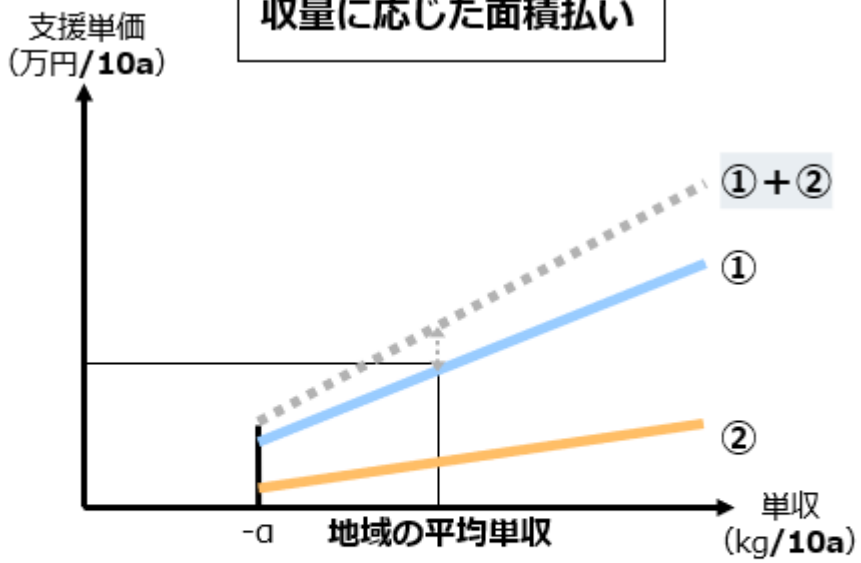
①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）

②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組
（直播、再生二期作等）

※**実需者等**との**事前契約**が要件

※支援単価は、コメの**用途によらず一律**とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定
ただし、米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施

収量に応じた面積払い



※　単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
　なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

２　米粉用米・飼料用米に対する特別支援

主食用以外のコメについて、１のとおり、生産性向上の取組を用途を問わず一律に支援する中で、そのうち現在でも手厚く支援している米粉用米・飼料用米については、追加で支援を行う。

米粉用米については、米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高く、飛躍的拡大には至っていないため、米粉の製造コストが削減されるまでの間、米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要がある。

飼料用米については、これまで水田活用の直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量を確保できるよう対応をする必要がある。

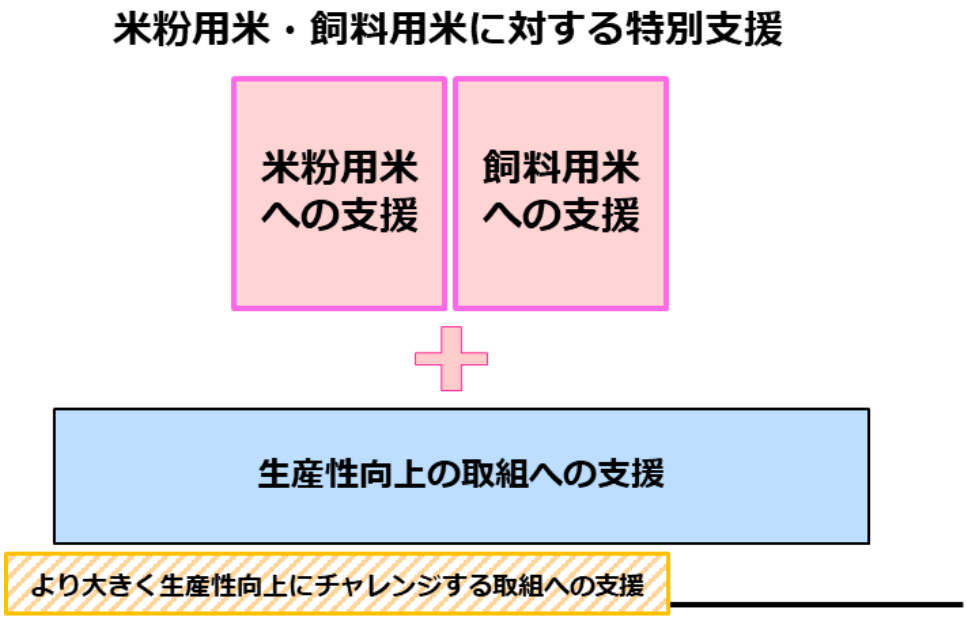
このため、いずれも、実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援する。

―米粉用米は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。

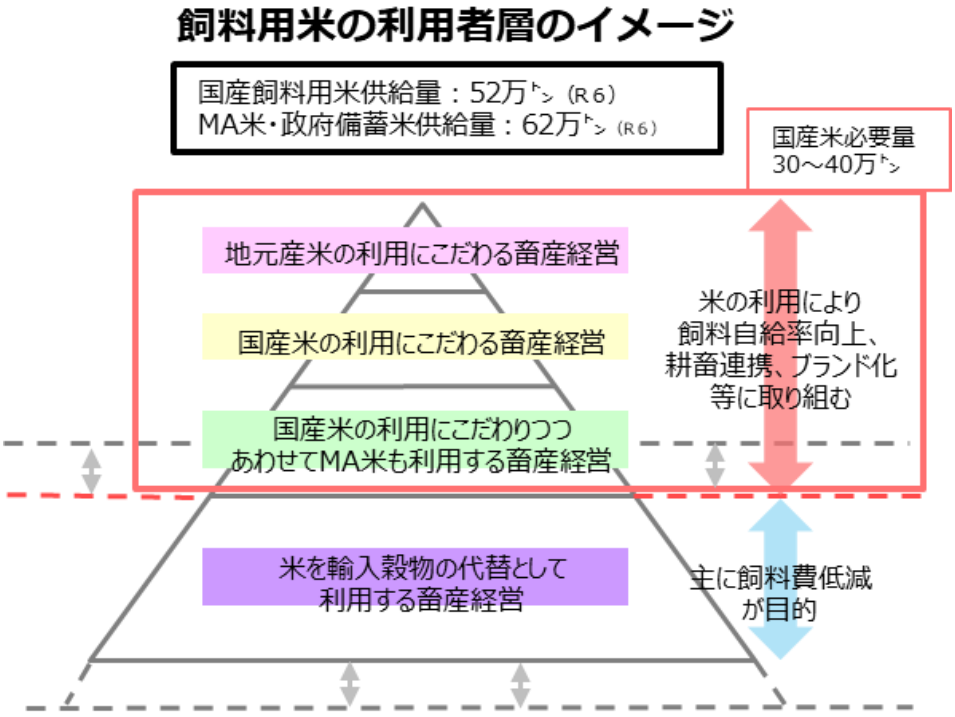
―飼料用米は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

―収量に応じて支援：地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：米粉用米・飼料用米に対する特別支援のイメージ



※**収量に応じて支援**
（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。）
※**米粉用米は**、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、
需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。
※**飼料用米は**、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。



３　麦・大豆の生産性向上支援

農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稲等と作業ピークが異なる麦・大豆は、国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題がある。

こうした課題に対しては、安定供給に向けた取組を推進するとともに、生産性向上に向けて、適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進することが重要である。

このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援する。

―対象作物：

・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

・大豆

―支援単価等：適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援する。

水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定する。

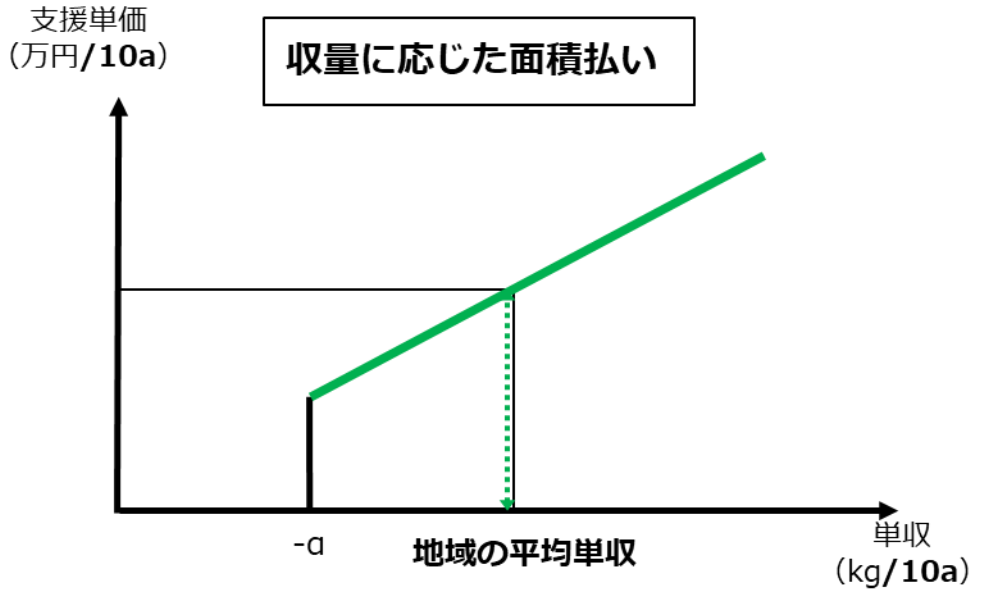
―収量に応じた面積払い：単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：麦・大豆の生産性向上支援のイメージ

対象作物：
・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
・大豆

支援単価等：
適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援
水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定。



※　単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

４　飼料作物の生産性向上支援

食料・農業・農村基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大していくことが重要である。

一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進する必要がある。

このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援する。

―対象作物：

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこし等

・WCS 用稲（飼料用米を除く。）

※ WCS 用稲については、これまで水田活用の直接支払交付金の中で助成を実施してきたものであるが、飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

―支援対象者：実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む。）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善、生産性の高い奨励品種の利用促進、飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化、気候変動・獣害に対応した栽培等

―支援単価等：作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう設定する。

※収量に応じた面積払い：収量はロール数等を確認する。

基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定する。なお、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮する。

基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：飼料作物の生産性向上支援のイメージ

✓ 対象作物：

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
・WCS用稲（飼料用米を除く）
※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

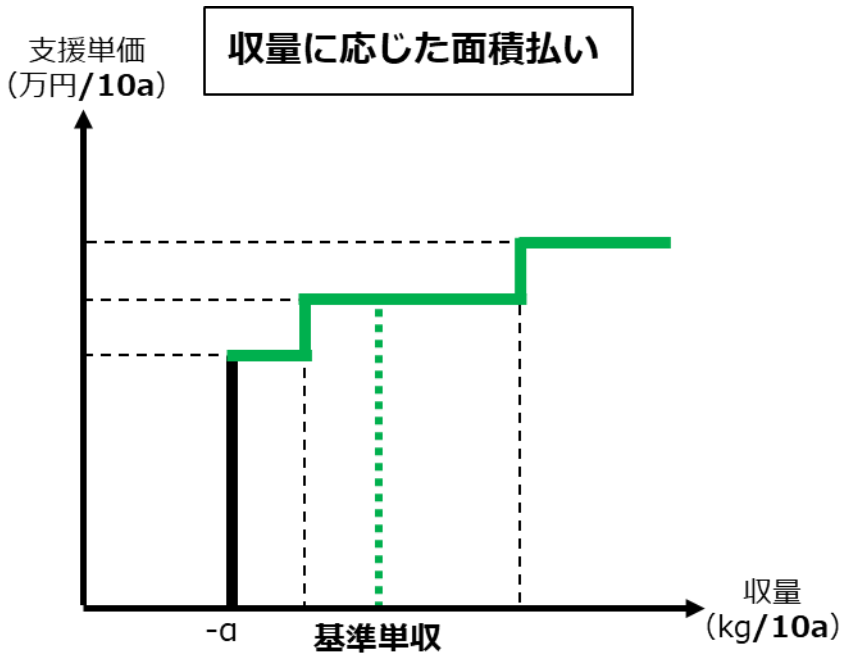
✓ 支援対象者：

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
生産性の高い奨励品種の利用促進
飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
気候変動・獣害に対応した栽培　等

✓ 支援単価等：

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定。



※　収量はロール数等を確認
※　基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。
災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。
なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

５　産地交付金の見直し

産地交付金については、水田を活用し、地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果を上げてきたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、支援の効果検証とその結果に基づく支援内容の見直しがされていない等の課題がある。

このため、以下のとおり、水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施し、地域の実情に応じて効果的な産地形成が促進される仕組みに見直す。

①　品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する定量的な目標を設定する。

②　都道府県や地域による支援の効果の評価・検証をし、PDCA を適切に行って、支援内容の随時の見直しを行う。

③　客観的指標に基づく配分の透明化等を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討する。

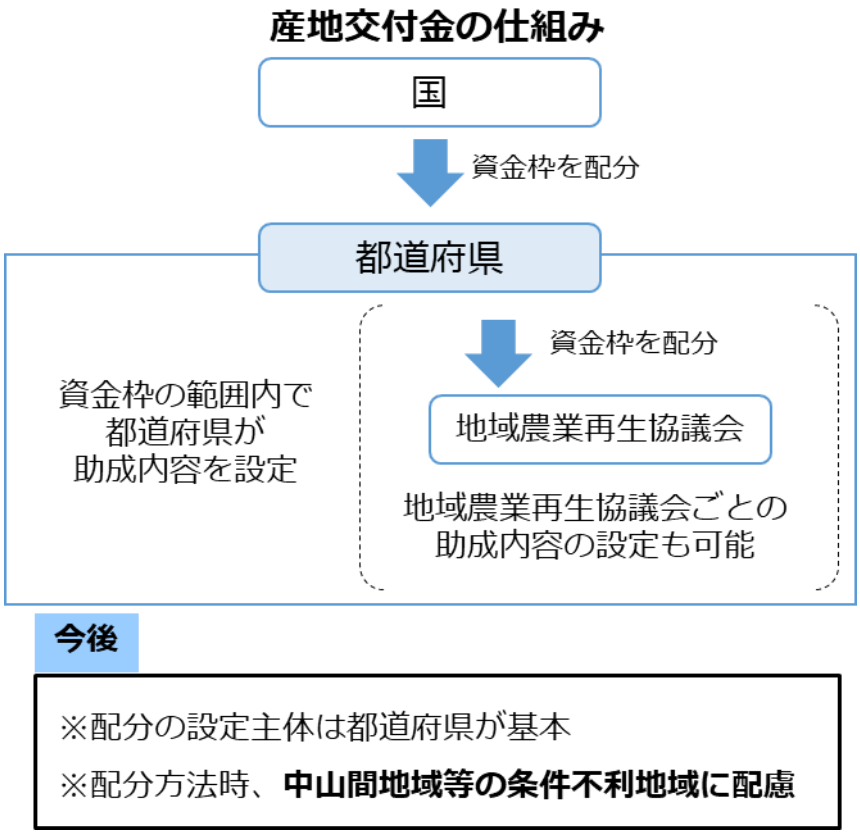
―配分の設定主体：都道府県を基本とする。

―配分方法時、中山間地域等の条件不利地域に配慮する。

※作付面積以外の目標の設定例

- 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定
- 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定
- 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定
- 安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定

※参考：産地交付金の仕組み



※参考：産地交付金の見直しのイメージ

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

① 都道府県や地域の**設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化**といった**効果を評価できる目標がない**
② **効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない**
③ 都道府県への**配分基準に透明性がない**との指摘

対応

① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**
② 都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**
③ 客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

Ⅱ　中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し

農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、以下の対策を講じる。

１　中山間地域等直接支払

(1) 対象農用地の拡大

傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付ける。

(2) 地方負担の軽減

現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討する。

２　多面的機能支払

活動組織の支援を以下のとおり充実する。

①　外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進する。

②　地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直しを行う。

３　両支払共通

(1) プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、以下のとおり、集落に対する関与を強化する。

①　令和８年度から直ちに全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始する。

② 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築するとともに、対象農地の選定を効率化するためのデジタル技術の活用を促進する。

③ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進する。

(2) 返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底する。

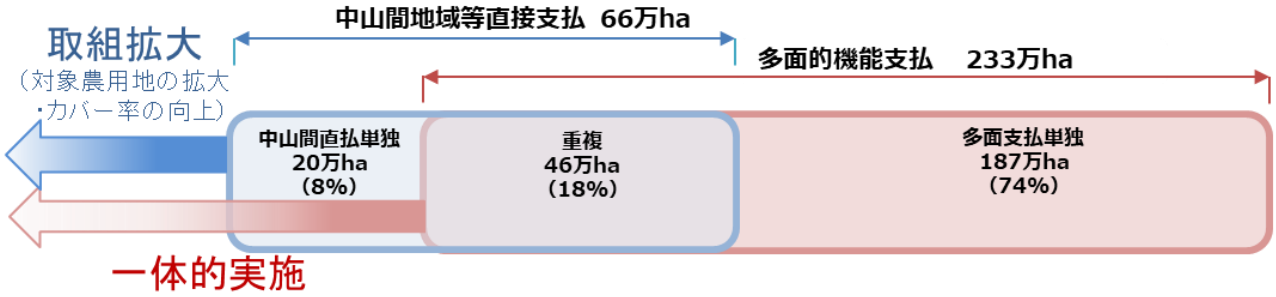
(3) 一体的実施の推進

① 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る。

② 中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択する。（集落の選択で全て個人払いとすることも可）

③ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る。

※参考：中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施



中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○　**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**
地方負担の軽減	○　現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○　**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○　地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化** ○　令和８年度から直ちに**全地方農政局による**カバー率の低い市町村等に対する**働きかけを先行的に開始** ○　**全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進** ○　中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**
返還免除規定の徹底	○　宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**
一体的実施の推進	○　中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○　中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において**最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択**（集落の選択で**全て個人払いとすることも可**） ○　郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

Ⅲ　新たな環境直接支払の創設

環境負荷低減の取組を広げることは、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。

このため、環境直接支払交付金は、

１　これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とする。

２　農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とする。

３　水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとする。

具体的には、以下のとおりとする。

―みどり認定農業者を対象とする。

―以下の取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク（農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下)」にも対応した支援を行う。

①　慣行農業等から有機農業へ転換する取組

②　環境価値を創出する取組（温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組）

③　土づくりの面的拡大等に資する取組（土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組）

―５年後までに以下の取組を実施することを要件とする。

①　市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）

②　生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）

③　デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

―支援対象取組は５年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替える。同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（５年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進する。

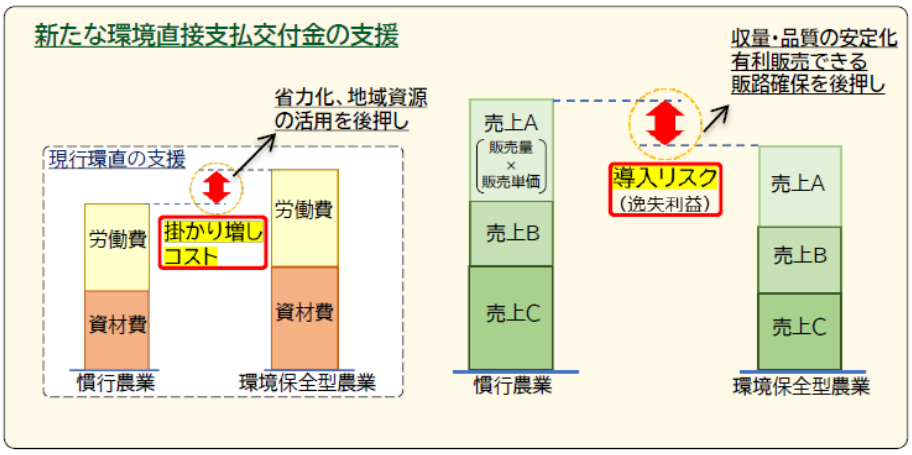
※参考：新たな環境直接支払のイメージ

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

（1）支援の考え方

・ みどり認定農業者を対象とする。
・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク（逸失利益）：農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



・事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

（2）支援対象取組（案）

支援内容（例）

① 有機農業への転換支援
慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



有機農業

② 環境価値の創出支援
温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援


バイオ炭 等

③ 土づくりの面的拡大等への支援
土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援


堆肥 等

（3）支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進